平成26年度第1回二宮町障害者福祉計画策定委員会次第

日時 平成26年8月27日(水) 場所 二宮町役場 第1会議室 時間 午後1時30分~

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委嘱状交付
- (4) 自己紹介・委員長及び副委員長選出
- (5)議事
 - 1. 二宮町障害者福祉計画の策定について
- (6) 閉会

二宮町障害者福祉計画の趣旨

1. 計画の目的

二宮町の障害福祉の追及に向けて、「(障害者と)ともに生きる社会」づくり(ノーマライゼーション)を推進するために、障害の状況や生活の実態や施策のニーズ等に基づき、身体・知的・精神の3障害を併せた形で、将来を展望したうえでの障害福祉のビジョンを確定していくために計画を策定いたします。

2. 計画の対象

今回の計画については、障害等のある町民への対応を直接的な対象とします。

また、この計画は障害者のための計画であることは言うまでもありませんが、障害と向き合う社会、町民一人ひとりのための計画とも考えます。

3. 計画の期間と構成

①計画の期間

平成 27 年(2015 年)~平成 36 年(2024 年)の 10 年間を計画期間とします。

②計画の構成

今回の計画につきましては、現行の計画と同様に「全体計画」と「分野別計画」から構成する形と考えております。

「全体計画」は、二宮町が目指す障害福祉の目標像及びこれを達成する ための方針となります。

一方、「分野別計画」は住む、暮らす、教育、就業、交流・社会参加 等々、障害者の方々の生活を構成する各分野へ具体的に方針を反映させ ていくためのプランとなります。

なお、計画につきましては、適宜期間を定めて見直しをしていく予定です。

- 二宮町における「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」について
- ◆障害者福祉計画と障害福祉計画について

障害者福祉計画

障害者基本法に位置づけられているもので、福祉を含む幅広い分野の障害者施策 に関する基本的な考えや方向性を定める計画です。

障害福祉計画

障害者総合支援法に位置づけられているもので、障害福祉サービスの種類ごとの 必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示す計画です。

◆現在の計画状況

	根拠法令	計画期間
二宮町障害者福祉計画	障害者基本法	平成 15 年度~24 年度
	(昭和45年5月施行)	(10 年間)
二宮町障害福祉計画	障害者総合支援法	平成 24 年度~26 年度
	(平成25年4月施行)	(3年間)

◆「二宮町障害者福祉計画」と「二宮町障害福祉計画」の策定について

二宮町では、障害者基本法に基づき、平成 15 年度を初年度とする「二宮町障害者福祉計画 (10 年計画)」を策定しました。その後、平成 16 年に障害者基本法の改正により「障害者基本計画」の策定が義務化され、平成 23 年 8 月の改正に伴い、国・県が計画の改訂を行っています。

町としては、平成24年度に次期計画の策定予定でしたが、①平成25年度に障害福祉サービスの基本となる「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されること②県の「かながわ障害者計画」が平成25年度に改定されることもあり、動向をみながら国・県の障害者計画に則したものに改正する必要があると考え、平成25年度にアンケート調査、平成26年度に策定としました。

平成 25・26 年度においては、町の「第5次二宮町総合計画実施計画」の基本計画である「協力と支え合いによる福祉のまちづくり」施策の方針に基づき、1. 障がい福祉サービスの普及・啓発 2. 自立支援給付事業 3. 在宅障がい者支援事業の施策を進めてまいります。

また、「二宮町障害福祉計画」は障害者総合支援法に基づき、3年ごとに策定をしていますが、「第3期二宮町障害福祉計画」が平成26年度で終了することから、次回の策定は、「二宮町障害者福祉計画」と一体的な計画とすることとし、平成26年度からの「(仮)第1次二宮町障害者福祉計画」の中に含めて策定することを検討していきます。

◆今後の計画予定

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	Н33	H34	Н35	H36	H37
				l	ア	策	施		* 見正	ī l		*.見直	L	l	ア	策	施
宮					ン	定	行								ン	定	行
町			1	\	ケ							\			ケ		
障						「(仮	第1	次二宮	了町障害	手者福	止計画_						
害	二宮	町障領	害者		7	*	「第3	期障害	福祉計	画」が	終了す	-	\		1		
者	福祉	計画			実		る平成	27年	度から	は、「陸	章害者言	計画」	との		実		
福					施	│	調和を	考慮し	、一個	化する	ること	としま	す。/	/	施		
祉			ļ	/								\neg					
計																	
画																	
				1								T	T	1			
						*改定											
宮			Λ			١											
町			_ \ ل			\rfloor / \Vert											
障	第2	2 期障害		第3	期障害												
害	福祉	止計画	_ /	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	福祉計画	<u> / </u>											
福			V														
祉			-			-											
計																	
画																	

◆スケジュール

	平成	ኒ 25 ፡	年	平成 26 年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	1月	2月	3月
①ニーズ調査															
アンケート調査	□□□		Ą												
②ニーズ調査分析															
調査結果集計・分															
析・課題の抽出															
③計画策定						ı				ı					
データ収集・現状										_					
把握									00						
骨子案の作成・修															
正											00	>			
素案の作成・修正							L								
④パブリックコメント															
パブリックコメント															
の実施												00			
結果取りまとめ													000		
⑤印刷・製本															
校正•修正作業															• □
印刷·製本															
⑥会議															
策定委員会								1		2	;	3		4	
議会全員協議会	_	_													1

二宮町障害者福祉計画詳細スケジュールについて

- 第1回策定委員会(平成26年8月27日(水)開催)
 - ・委員長、副委員長の選出及び委員紹介
 - ・二宮町障害者福祉計画策定についての説明
 - ・アンケートについて
- 第2回策定委員会(平成26年10月29日(水)開催)
 - ・現行計画の検証について
 - ・障害者団体等ヒアリング結果について
 - →各障害者団体等における現状・課題・施策ニーズ等について、 事前にヒアリングいたします。
 - ・骨子案作成に係る内容の検討
- 第3回策定委員会(平成26年11月又は12月開催予定)
 - ・計画素案作成に係る内容の検討
- 第4回策定委員会(平成27年2月開催予定)
 - 計画作成

「二宮町障がい者福祉についてのアンケート」調査結果の概要

1 障がいによって当事者の年齢、普段の生活状況、ニーズが異なっている

■年齢の違い

- ・ 身体障がい …60 歳代 23.8%、70 歳代以上 61.6%
- · 療育手帳(知的障がい・発達障害)…20歳未満 30.3%
- ・ 精神障がい …30 歳代 22.9%、40 歳代 31.4%

■日中の主な過ごし方

- ・ 知的障がい …「家にいる」23.7%。学校や福祉施設に通っている人が多い
- ・ 身体障がい …「家にいる」60代以上74.3%、50代以下33.3%
- ・ 精神障がい …「家にいる」64.8%

■介助の状況

- ・ 知的障がい …64.5%が介助が必要。主な介助者は母親。
- ・ 身体障がい …46%が介助が必要。主な介助者は配偶者。
- ・ 精神障がい …41%介助が必要。主な介助者は母親、配偶者。

■就労の状況

- · 精神障がい …68.6%が無職。24.8%が「今後働きたい」
- ・ いずれの障がいでも、働いている人の月収は「5万円以上10万円未満」が最多。
- ・ 働いていない理由として、身体障がい 60 歳以上は「高齢のため」、その他の障がいは 「心身の状況により働けない」

■外出の状況

- ・ 知的障がい …他の人とのコミュニケーションに困っている
- ・ 身体障がい …乗り物の乗降や道路の段差等に困っている
- ・ 精神障がい …回答の中では、利用できる交通機関が少なさに困っている人が多い

■地域での行事や活動への参加状況

- ・ 概ね半数以上が参加していない状況。精神障がいでは64.8%が参加していない。
- ・ 参加していない理由として、「興味がある活動がない」が多いが、「交通手段や移動が 困難」、「身近な場での活動がない」も挙げられている。

■災害時の対応

①不安に感じること

- ・ 身体障がい …60歳以上では避難時の不安、50代以下では避難先での不安が多い
- ・ 知的障がい、精神障がい…障がい特性に対する理解への不安が多い

②一人で避難できるか

- 知的障がい… 50%が「できない」
- ・ 身体障がい…60 歳以上では39.9%が「できる」、50代以下では42.7%が「できる」
- ・ 精神障がい…56.2%が「できる」、21.9%が「わからない」

③周囲に助けを求められるか

知的障がい… 47.4%が「できない」

④避難先等で困ること

- ・ 知的障がい… コミュニケーション、トイレ、薬や医療
- ・ 身体障がい…60歳以上ではトイレ、薬や医療、食事、50代以下ではトイレ、薬や医療、 プライバシー保護
- ・ 精神障がい…薬や医療、食事、トイレ

■相談支援

①相談先

・ いずれの障害においても「家族・親族」が最多。精神障がいでは 55.2%が「病院」と 回答。

②相談機能を充実するために必要なこと

・ いずれの障害においても「適切なアドバイスが受けられる、専門的なスタッフがいる こと」へのニーズが高い。また「ひとつの窓口で用件が済むような総合的な窓口を設 置すること」「相談からサービス利用まで一貫した支援体制を充実すること」も高い。 精神障がいでは「個人情報が守られること」も高い。

■今後の生活について

①将来希望する暮らし方

- ・ いずれの障害においても「自宅で家族と暮らしたい」が最多。
- 身体障がい50代以下と精神障がいでは「一人で自立して暮らしたい」も2割以上。
- ・ 知的障がいでは「施設入所」も2割。

②地域で自立した生活をするために

- ・ 身体障がい 50 代以下と精神障がいでは就労や住居、生活費に対するニーズが高い。
- ・ 知的障がいと身体障がい 60 歳以上では、支援者や相談に対するニーズが高い。また知 的障がいでは就労、身体障がい 60 歳以上では生活費へのニーズも高い。

③ 障がい福祉施策の充実のために力を入れる必要があると思うこと

- ・ 知的障がい …入所施設の充実
- ・ 身体障がい …保健・医療・在宅福祉サービスの充実
- ・ 精神障がい …経済的な援助の充実
- ・ 精神障がいと身体障がい50代以下では就労の場や機会の充実も4割弱。

(参考:一般町民調査との比較)

		1	mm mt	1-11111111	I de la la					-
間45 障がい福祉施策の充実のために力を入れる必要があると思うこと										
		合計	保育・療	働く場、	保健・医	障がい者	相談・情	町民の意	地域活動	段差の解
			育・教育	機会の充	療・在宅	向け住宅	報提供体	識啓発	に参加し	消等のバ
			サービス	実	福祉サー	等の住ま	制の充実	(福祉に	やすくす	リアのな
			の充実		ビスの充	いの整備		対しての	るための	い町づく
					実			理解を深	支援	り
								める)		
	当事者調査	650	7. 2	17. 5	40.3	15. 4	19.8	9.4	5. 1	13. 2
問 5 手	身体障害者手帳	513	6.8	11.9	44.8	13.5	17.5	9.2	5. 3	15.8
帳の種類	療育手帳	76	17. 1	23. 7	19.7	19.7	19.7	13. 2	3. 9	2.6
	精神障害者保健福祉手帳	105	3.8	36. 2	28.6	22. 9	26. 7	8.6	2. 9	3.8
	一般町民調査	175	25. 7	36. 6	46. 9	16.6	23. 4	19. 4	13. 1	31. 4

			問45 障がい福祉施策の充実のために力を入れる必要があると思うこと									
		合計	段、交通	援助の充	権利擁 護、財産 管理の援 助	/ - / -	ボラン ティア等 の育成の 充実	災害時の 準備	その他	無回答		
	当事者調査	650	14.6	23. 2	2.3	16.3	6. 2	15. 7	1.5	20.9		
	身体障害者手帳	513	16. 4	19. 5	1.6	16. 2	5.8	15. 4	0.8	23. 2		
帳の種類	療育手帳	76	11.8	17. 1	6.6	30.3	11.8	22. 4	5. 3	15.8		
	精神障害者保健福祉手帳	105	7.6	41.0	3.8	13. 3	4.8	13. 3	2. 9	15. 2		
	一般町民調査	175	24.6	19. 4	1.1	22. 3	8.6	11.4	0.6	1.7		

※網掛けは一般町民の割合の方が5ポイント以上高い項目

2 障がい福祉サービスへの満足度 4割以上は「満足」「まあまあ満足」

(障がい別にみた 満足+まあまあ満足の割合)

- ・ 身体障がい 60 歳以上…53.5%
- ・ 身体障がい 50 代以下…45.3%
- ・ 精神障がい…53.3%

・ 知的障がい… 44.7%

(参考:一般町民調査)

『二宮町は障がい者にとって暮らしやすいか』

「とても暮らしやすい」1.7%

「まあまあ暮らしやすい」30.3%

「あまり暮らしやすくない」21.1%

「わからない・何ともいえない」46.3%

3 障がい福祉に関する認知度 …制度の周知や障がい福祉に対する理解促進が課題

(当事者調査)

- ・ 「障害者虐待防止法」について「知っている」は全体で18.6%
- ・ 「成年後見制度」は「知っている」43.1%、知的障がい、精神障がいにおいて認知度 が低い。活用についても「わからない」が多い。

(一般町民調査)

- ・ ノーマライゼーションという言葉について「はじめて知った」54.3%
- ・ 「障害者虐待防止法」について 「知っている」18.3% 「聞いたことがある」43.4% 「知らない」36.6%
- ・ 「成年後見制度」について・・・「知っている」73.1%
- 「成年後見制度」活用希望については 「わからない」57.1% 「活用したい」22.3%
- 4 一般町民調査対象者の中にも支援を必要としている人がいる …災害時等における要 支援者の把握、支援体制の整備が必要
- 家庭に「介助・援助を要する家族はいない」66.9%
 - 「介護・介助が必要な高齢者がいる」12.6%

「障がい者がいる」22 人(10.3%)…うち身体障害者手帳所持者 14 人、療育手帳所持者 2 人、精神保健福祉手帳所持者 2 人

- ・ 家族に地震・火災などの緊急時に一人で避難できない方… 「いる」24.0%
 - → (対応について)「特に決めていない・どうしたらよいのか分からない」11.9%

資料5

障害者数の推移

(単位:人)

年度	身体 障害	視覚 障害	聴覚 障害	音声 障害	内部 障害	肢体 不自由	知的 障害	精神 障害
15	821	58	49	7	186	521	98	_
16	857	55	76	8	195	523	111	1
17	853	55	73	8	196	521	114	ı
18	881	55	70	5	211	540	116	74
19	909	51	73	5	227	553	132	79
20	923	49	76	4	238	556	143	90
21	950	46	78	7	253	566	153	102
22	947	45	82	7	248	565	151	126
23	952	48	82	8	261	553	152	142
24	969	54	84	10	263	558	164	160
25	971	54	85	10	263	559	165	159

※各年4月1日現在